

○みなかみ町心身障害者扶養共済制度加入者補助金交付要綱

平成17年10月1日

告示第33号

(趣旨)

第1条 町長は、みなかみ町の区域内に住所を有する心身障害者の福祉の向上を図るため群馬県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年群馬県条例第22号。以下「県条例」という。）に基づく群馬県心身障害者扶養共済制度に加入した者（以下「加入者」という。）が県条例第8条第4項の規定により掛金の減額を受けた場合は、減額を受けている期間中、この要綱の定めるところにより、補助金を交付する。

(補助額等)

第2条 補助金の額は、別表1のとおりとする。

2 加入者がみなかみ町の区域内に住所を有しなくなったときは、補助金を交付しない。

(平20告示7・一部改正)

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、心身障害者扶養共済制度加入者補助金交付申請書（様式第1号）正副2部を町長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第4条 補助金は、群馬県心身障害者扶養共済制度の掛金納付のために使用しなければならない。

(交付の請求)

第5条 補助金の交付を請求しようとする者は、心身障害者扶養共済制度加入者補助金交付請求書（様式第2号）正副2部を町長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の月夜野町心身障害者扶養共済制度加入者補助金交付要綱（昭和45年3月30日）、水上町心身障害者扶養共済制度加入者補助金交付規則（昭和43年水上町規則第3号）又は新治村心身障害者扶養共済制度加入者補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年2月8日告示第7号）

(施行期日)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第61号）

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表1 (第2条関係)

(平20告示7・全改)

1 平成20年3月31日までに加入(又は口数追加)した者

補助金交付理由	掛金月額	補助金額	備考
加入者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項にいう被保護者である場合	5,600円	1,860円	
	6,900円	2,300円	
	8,700円	2,900円	
	10,600円	3,530円	
	11,600円	3,860円	
	12,800円	4,260円	
	14,500円	4,830円	
加入者が県民税及び市町村民税を課せられていない場合又は免除されている場合	5,600円	1,490円	
	6,900円	1,840円	
	8,700円	2,320円	
	10,600円	2,820円	
	11,600円	3,090円	
	12,800円	3,410円	
	14,500円	3,860円	
加入者が県民税及び市町村民税の所得割を課せられていない場合又は免除されている場合	5,600円	740円	
	6,900円	920円	
	8,700円	1,160円	
	10,600円	1,410円	
	11,600円	1,540円	
	12,800円	1,700円	
	14,500円	1,930円	

2 平成20年4月1日以降に加入(又は口数追加)した者

補助金交付理由	掛金月額	補助金額	備考
加入者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項にいう被保護者である場合	9,300円	3,100円	
	11,400円	3,800円	
	14,300円	4,760円	
	17,300円	5,760円	

	18,800円	6,260円
	20,700円	6,900円
	23,300円	7,760円
加入者が県民税及び市町村民税を課せられていない場合又は免除されている場合	9,300円	2,480円
	11,400円	3,040円
	14,300円	3,810円
	17,300円	4,610円
	18,800円	5,010円
	20,700円	5,520円
	23,300円	6,210円
加入者が県民税及び市町村民税の所得割を課せられていない場合又は免除されている場合	9,300円	1,240円
	11,400円	1,520円
	14,300円	1,900円
	17,300円	2,300円
	18,800円	2,500円
	20,700円	2,760円
	23,300円	3,100円